

高松市医療・福祉施設等 物価高騰対策支援金申請に関するFAQ

目次

1 支援金の交付対象について

- Q1 民間事業者が、指定管理者として地方公共団体が設置した施設を運営している場合は、申請可能か。 1
- Q2 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。 1
- Q3 施設が高松市内にあるものの、本社が市内にない場合、申請できるか。
また、現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。 1
- Q4 歯科診療所は交付対象か。 1
- Q5 歯科診療所の建物内において歯科技工を行っている場合は、歯科診療所とは別に申請できるか。 1
- Q6 同一の開設者があん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの施術所開設と出張営業の両方で営業していれば、支給対象は2施設となるか。 1
- Q7 通知文の「支援金交付対象施設等および交付金額」に記載の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。 1
- Q8 支援金の目的に「公定価格等により利用者に転嫁できない中」とあることから、公定価格外で運営している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象にならないのか。 2
- Q9 入所施設に併設（同一建物内を含む。）してショートステイを実施している場合、ショートステイも補助対象となるのか。 2
- Q10 申請者が複数の施設・事業所を運営している場合、施設単位で交付を受けられるのか、運営する施設の中から1つ交付対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。 2

2 その他

- Q11 交付された支援金の用途制限は。 3
- Q12 本支援金の税金上の取扱いは。課税対象となるか。 3
- Q13 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。 3

1 支援金の交付対象について

Q 1 民間事業者が、指定管理者として地方公共団体が設置した施設を運営している場合は、申請可能か。

国又は地方公共団体が設置する施設であっても、国又は地方公共団体以外の者（民間事業者等）が運営している施設は、支給対象となります。

Q 2 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和7年10月1日又は申請日時点で休止中の施設は対象外です。

また、令和8年3月31日までに休止・廃止予定である施設も対象外です。

Q 3 施設が高松市内にあるものの、本社が市内にない場合、申請できるか。

また、現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

本社が高松市外であっても、市内にある施設については交付対象となります。

ただし、市外に所在する施設については、本支援金の対象外です。なお、令和8年3月31日までに休止・廃止を予定している場合は申請できません。

Q 4 歯科診療所は交付対象か。

通知文裏面の「支援金交付対象施設等および交付金額」表中の「無床診療所（保険医療機関に限る。）」に含まれ、対象となります。

Q 5 歯科診療所の建物内において歯科技工を行っている場合は、歯科診療所とは別に申請できるか。

支給対象は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項に基づく届出を行っている歯科技工所です。

このため、歯科診療所の建物内において歯科技工を行っている場合でも、他の歯科診療所において診療中の患者のために歯科技工を行うものは支給対象となり、歯科診療所とは別に申請が可能です。

※当該歯科診療所において診療中の患者のためだけに、歯科技工を行う施設は、同法上の歯科技工所に該当せず、支給対象外となります。

Q 6 同一の開設者があん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの施術所開設と出張営業の両方で営業していれば、支給対象は2施設となるか。

支給対象は1施設（施術所）のみです。

Q 7 通知文の「支援金交付対象施設等および交付金額」に記載の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。

支援金の対象となる施設は、診療報酬や介護報酬など、法令等で定められた単価（以下「公定価格」という。）を主な収入源としている施設であり、物価高騰の影響による運営経費を利用者へ価格転嫁することが困難であることから支援するものであり、支援金交付対象施設等に記載のない施設は対象ではありません。

また、教育・保育施設等については、認可若しくは届出をしている施設を対象としているため、類似施設は対象なりません。

Q 8 支援金の目的に「公定価格等により利用者に転嫁できない中」とあることから、公定価格外で運営している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象にならないのか。

〔居住系〕特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象になります。

Q 9 入所施設に併設（同一建物内を含む。）してショートステイを実施している場合、ショートステイも補助対象となるのか。

入所施設等に併設（同一建物内を含む。）でショートステイ（短期入所生活介護）を実施している場合は対象となりますが、空床利用でショートステイを実施している場合は対象外になります。

Q 10 申請者が複数の施設・事業所を運営している場合、施設単位で交付を受けられるのか、運営する施設の中から1つ交付対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。

施設・事業所単位の交付になります。具体的には、以下の表のような取扱いとなります。（【】内は、通知文裏面の「支援金交付対象施設等および交付金額」の「種別」に対応しています。）

	事例	取扱い
1	【1 医療施設等】 病院が訪問看護ステーションを併設している場合	病院と訪問看護ステーションのそれぞれが対象となります。
2	【1 医療施設等】 同じ住所地（建物内）において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としての施術所と柔道整復師としての施術所を併設している場合	それぞれが対象となります。ただし、施術室を分けることなく、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所と、柔道整復を業とする施術所を併設している場合は、いずれか一方のみの対象とします。
3	【2 障がい者施設等】 同一の施設が障がい者施設等の入所系と通所系の指定を受けている場合	例) 施設入所支援 + 就労継続支援B型 一つの指定事業所において、施設入所支援と日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活援助をいう。）を提供するものについては、施設入所支援のみ対象となります。
4	【2 障がい者施設等】 同一の施設・事業所で、障害福祉サービスの短期入所と入所系、居住系又は通所系の事業を実施している場合	例) 短期入所 + 共同生活援助 短期入所以外の入所系、居住系又は通所系サービスのみ対象となります。
5	【2 障がい者施設等】 同一の施設・事業所で、障害福祉サービスの自立生活援助と入所系、居住系又は訪問・相談系の事業を実施している場合	例) 自立生活援助 + 計画相談支援 自立生活援助以外の入所系、居住系又は訪問・相談系サービスのみ対象となります。

	事例	取扱い																												
6	【2障がい者施設等】 【3高齢者施設等】 同一の施設が介護保険サービスの指定と障害福祉サービスの指定を受けている場合	例) 共生型生活介護+通所介護 介護保険サービス事業に対応する障害福祉サービス事業の両方の指定を受けている場合は、共生型として指定を受けない方の事業のみ対象となります。																												
7	【3高齢者施設等】 一つの事業所で複数の居宅サービス事業・地域密着型サービス事業の指定を受けている場合	例) 訪問介護+定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護それぞれで対象となります。																												
8	【3高齢者施設等】 介護予防サービス事業等（総合事業を含む。）・地域密着型介護予防サービスの指定を受けている場合（7の例外）	次の各行のA列に掲げる事業に対応するB列の事業と両方の指定を受けて運営している場合は、A列の事業として対象となります。 <table border="1" data-bbox="663 680 1426 1275"> <tbody> <tr> <td>居宅サービス事業・地域密着型サービス事業（A）</td><td>介護予防サービス事業等・地域密着型介護予防サービス（B）</td></tr> <tr> <td>訪問介護</td><td>総合事業（訪問型）</td></tr> <tr> <td>訪問入浴介護</td><td>介護予防訪問入浴介護</td></tr> <tr> <td>訪問リハビリテーション</td><td>介護予防訪問リハビリテーション</td></tr> <tr> <td>訪問看護</td><td>介護予防訪問看護</td></tr> <tr> <td>通所介護</td><td>総合事業（通所型）</td></tr> <tr> <td>通所リハビリテーション</td><td>介護予防通所リハビリテーション</td></tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td><td>介護予防短期入所生活介護</td></tr> <tr> <td>短期入所療養介護</td><td>介護予防短期入所療養介護</td></tr> <tr> <td>特定施設入居者生活介護</td><td>介護予防特定施設入居者生活介護</td></tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td><td>介護予防認知症対応型通所介護</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td><td>介護予防小規模多機能型居宅介護</td></tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td><td>介護予防認知症対応型共同生活介護</td></tr> <tr> <td>居宅介護支援</td><td>介護予防支援</td></tr> </tbody> </table>	居宅サービス事業・地域密着型サービス事業（A）	介護予防サービス事業等・地域密着型介護予防サービス（B）	訪問介護	総合事業（訪問型）	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	訪問看護	介護予防訪問看護	通所介護	総合事業（通所型）	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	居宅介護支援	介護予防支援
居宅サービス事業・地域密着型サービス事業（A）	介護予防サービス事業等・地域密着型介護予防サービス（B）																													
訪問介護	総合事業（訪問型）																													
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護																													
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション																													
訪問看護	介護予防訪問看護																													
通所介護	総合事業（通所型）																													
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション																													
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護																													
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護																													
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護																													
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護																													
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護																													
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護																													
居宅介護支援	介護予防支援																													
9	医療機関が通所リハビリテーションの業務をしている場合	通所リハビリテーションは医療機関のみなし事業所となるため、病院のみ対象となります。																												

2 その他

Q11 交付された支援金の用途制限は。

用途制限はありません。また、実績報告も不要です。

Q12 本支援金の税金上の取扱いは。課税対象となるか。

この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q13 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記の事務局まで、ご連絡ください。

<電話番号> 087-839-3805

<受付時間> 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）